

新規就農者育成総合対策事業費補助金交付要綱

制定 令和4年(2022年)4月1日付け滋地農第185号 滋賀県農政水産部長通知

(趣旨)

第1条 知事は、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表の2に掲げる事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（以下「基金」という。）および市町に対して補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業および補助率等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、実施要綱別表の2に規定する事業とし、経費および補助率等は別表の定めるところによる。

(交付申請)

第3条 規則第3条に規定する交付申請書は、別記様式第1号のとおりとし、事業計画書および収支予算書（別記様式第1-1号）を添付し、1部を提出するものとする。

(申請の取下げ)

第4条 規則第7条第1項に定める申請の取下げをする期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(事業変更の承認)

第5条 規則第6条の規定により補助金の交付決定通知を受けた基金および市町は、規則第3条の規定により提出した書類の記載事項について重要な変更（補助事業の中止もしくは廃止を含む。）をしようとするときは、補助金交付変更承認申請書を別記様式（様式第2号）により提出し、知事の承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第6条 基金および市町は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由または補助事業の遂行が困難となった理由および補助事業の遂行状況を記載した書類1部を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実施状況の報告)

第7条 規則第10条の規定による報告は、別記様式（様式第3号）により、補助金の交付決定のあった年度の12月15日までに提出するものとする。

2 前項に規定する時期のほか、知事は、事業の円滑な進行を図るため必要があると認めるときは、基金および市町に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書(別記様式4号)の添付書類、提出部数は第3条に規定する交付申請書の添付書類等に準ずるものとする。

2 実績報告書の提出期日は、補助事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日または補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(事業の着手)

第9条 本事業については、原則として規則第6条の補助金の交付決定通知以降に実施した取組を対象とするが、やむを得ない事情により交付決定前に事業に着手する場合は、その理由を具体的に明記した新規就農者育成総合対策事業費補助金交付決定前着手届(様式第5号)を知事に提出するものとする。

2 前項により交付決定前に事業に着手する場合、基金および市町は交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

(概算払)

第10条 規則第15条の規定による概算払によって補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求書(様式第6号)により知事に請求するものとする。

(書類の保存)

第11条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出についての証拠書類を整理し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(標準処理期間)

第12条 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、同規則第3条の規定による申請があった日から起算して60日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第13条 基金および市町は、第3条の規定に基づく交付の申請、第4条の規定に基づく申請の取下げ、第5条の規定に基づく事業変更の申請、第6条の規定に基づく事業遅延の届出、第7条の規定に基づく状況報告、第8条の規定に基づく実績報告、第9条の規定に基づく交付決定前着手届の提出または第10条の規定に基づく概算払請求については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

別表（第2条）

補助の対象となる経費	補助率	重要な変更
<p>実施要綱別表の2に基づく事業を行うのに要する経費</p> <p>1 就農準備資金 基金が実施要綱別表の2のアの資金を交付するに要する経費</p> <p>2 経営開始資金 市町が実施要綱別表の2のイの資金を交付するに要する経費</p> <p>3 推進事業費 基金および市町が実施要綱別記2の第9に掲げる推進事業を実施するのに要する経費</p>	<p>定 額 (ただし、交付対象期間1年につき、1人あたり最大150万円とする。)</p> <p>定 額 (ただし、交付対象期間1年につき、1人あたり最大150万円とする。なお、実施要綱別記2第5の2の(2)のイの要件を満たす場合は、夫婦併せて上記額に1.5倍を乗じた額)</p> <p>定 額</p>	<p>1～3の経費の増</p> <p>1および2の経費の30%を超える減</p>

様式第1号（第3条関係）

〇〇年度新規就農者育成総合対策事業費補助金交付申請書

番 年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

住所
名称
代表者

〇〇年度において、新規就農者育成総合対策事業費補助金について 円を交付されるよう滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて提出します。

なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

関係書類

- ・事業計画書および収支予算書

発行責任者・担当者

氏名：（法人にあっては発行責任者

および担当者の氏名）

連絡先：

様式第1—1号（第3条関係）

事業計画（実績）書および収支予算（精算）書(〇〇年度)

1. 事業の目的
2. 事業の内容
3. 経費の配分
6. 添付書類（1）のとおり

区 分	総事業費	補助事業に要する (要した) 経費 (a+b)	内 訳		備 考
			県補助金 (a)	その他 (b)	
□□□資金					
推進事業費					
合 計					

4. 事業完了（予定）年月日

年 月 日

5. 新規就農者育成総合対策事業費補助金収支予算（精算）書

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
県補助金					
その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
□□□資金					
推進事業費					
合 計					

6. 添付書類

(1) 【就農準備資金】就農準備資金交付計画〔※収支精算書の場合は「就農準備資金交付実績報告」〕の写し（実施要綱別紙様式第26号）

【経営開始資金】市町村事業計画〔※収支精算書の場合は「市町村事業実績報告」〕の写し（実施要綱別紙様式第25号）

(注) 1 就農準備資金交付計画ならびに市町村事業計画を変更した場合は、変更後の交付計画の写しを添付する。

(2) 本補助金の交付に関する規程または要綱

(3) 実績報告においては下記の書類を添付する。

ア 資金を交付したことを証する書類（払込内容がわかるもの等）

イ 【就農準備資金】研修計画(実施要綱別紙様式第1号)の承認内容の写しおよび添付書類の写し

【経営開始資金】実施要綱別記2第5の2の(1)のエの青年等就農計画等の承認内容の写しおよび添付書類の写し

ウ 【就農準備資金】就農準備資金交付申請書(実施要綱別紙様式第3号)の承認内容の写しおよび添付書類の写し

【経営開始資金】経営開始資金交付申請書(実施要綱別紙様式第19号)の承認内容の写しおよび添付書類の写し

様式第2号（第5条関係）

〇〇年度新規就農者育成総合対策事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

住所
名称
代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった〇〇年度新規就農者育成総合対策事業費補助金について、下記のとおり変更（中止、廃止）したいので、新規就農者育成総合対策事業費補助金交付要綱第5条の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 変更（中止、廃止）の理由
- 2 変更（中止、廃止）の内容

（注）

- 1 記載事項ごとに補助金交付申請書の様式第1-1号により変更計画を黒字で作成し、上段に（ ）書きで当初計画を記載すること。
- 2 補助金の額が増額する場合は、件名の「〇〇年度新規就農者育成総合対策事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書」を「〇〇年度新規就農者育成総合対策事業費補助金の変更および追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更（中止、廃止）したいので、新規就農者育成総合対策事業費補助金交付要綱第5条の規定により承認されたく申請します。」を「下記のとおり変更したいので、新規就農者育成総合対策事業費補助金交付要綱第5条の規定により、補助金 円を追加交付されたく申請します。」とする。

発行責任者・担当者

氏名：（法人にあっては発行責任者
および担当者の氏名）

連絡先：

様式第3号（第7条関係）

〇〇年度新規就農者育成総合対策事業費補助金遂行実施状況報告書

番 年 月 日 号

(宛先)
滋賀県知事

住所
名称
代表者

〇〇年度新規就農者育成総合対策事業費補助金遂行の実施状況について、新規就農者育成総合対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況（12月1日時点）

区分	計画事業費 A	出来高事業費 B	進捗度 B/A ×100	残高事業費		備考
				C=A-B	Cのうち、3月末までの執行見込額	
□□□資金	円	円	%	円	円	
推進事業費	円	円	%	円	円	

2 事業開始年月日 年 月 日

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

発行責任者・担当者

氏名：（法人にあっては発行責任者
および担当者の氏名）

連絡先：

様式第4号（第8条関係）

〇〇年度新規就農者育成総合対策事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

住所
名称
代表者

年 月 日付け滋 第 号で、交付の決定の通知があった新規就農者育成総合対策事業費補助金について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

関係書類

- ・事業実績書および収支精算書

発行責任者・担当者

氏名：（法人にあつては発行責任者
および担当者の氏名）

連絡先：

様式第5号（第9条関係）

〇〇年度新規就農者育成総合対策事業費補助金交付決定前着手届

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

住所
名称
代表者

交付計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので了解願います。

記

1. 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は交付主体が負担するものとする。
2. 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
3. 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと

別 添

補助金名	事業費		着手予定	完了予定	理 由
		うち国費	年月日	年月日	
新規就農者育成総合対策事業費補助金			年 月 日	年 月 日	

発行責任者・担当者

氏名：（法人にあつては発行責任者
および担当者の氏名）

連絡先：

様式第6号（第10条関係）

〇〇年度新規就農者育成総合対策事業費補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

住所
名称
代表者

年 月 日付け滋 第 号で、交付決定通知があった〇〇年度新規就農者育成総合
対策事業費補助金について、別紙により金 円を概算払により交付されるよう請求しま
す。

発行責任者・担当者

氏名：（法人にあつては発行責任者
および担当者の氏名）

連絡先：

別紙

(単位：千円)

内 訳	事業費 A	出来高（事業費ベース）			既受領額 E	今回請求額 F	残 額 G=A-(E+F)	備 考
		月 日現在 執行済み額 B	月 日現在 執行(見込み)額 C	比 較 D=C-A				
事業費	□□□資金							
	推進事業費							
合 計								
補助金ベース (補助率：定額)								
率		100%						